

# 居宅療養管理指導

## 重要事項説明書

## 利用契約書、及び個人情報使用同意書

ご利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者： 医療法人うへの病院 ⑩

## 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族：以下、利用者とする）が利用しようと考えている指定居宅療養管理指導サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。ご不明な点等があれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条及び第91条の規定に基づき、指定居宅療養管理サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

### 1 指定居宅療養管理指導サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人うへの病院
代表者氏名	上野 毅一郎
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	福岡県糟屋郡志免町志免 2-10-20 092-935-0316

### 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業者名称	医療法人うへの病院
介護保険指定事業者番号	4010419788
事業所所在地	福岡県糟屋郡志免町志免 2-10-20
連絡先	092-935-0316

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

**第1条** 要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、居宅を訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者及び家族に療養上の管理・指導・助言等を行い、利用者の療養生活の向上を図るものとする。

**2** 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと、緊密な連携に努めるものとする。

#### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	日祭日を除く月～金
営業時間	9:00～17:00

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	日祭日を除く月～金
サービス提供時間	9:00～17:00

(5) 事業所の職員体制

管理者	医師 東 秀史
-----	---------

①病院である指定居宅療養管理指導事業所

職	職務内容	人員数
医師	1 通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者、家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。 2 利用者、家族に対する指導又は助言については、文書等の交付により行うよう努めます。 3 文書等により指導、助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を記録します。	1名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
居宅療養管理指導	要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(2) 居宅療養管理指導事業者の禁止行為

居宅療養管理指導事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

居宅療養管理指導費・介護予防居宅療養管理指導費（医師が行う場合・月2回を限度）

(1回あたり料金表)		単位	負担金 (3割)	負担金 (2割)	負担金 (1割)
(1)居宅療養管理指導費 (Ⅰ)（(2)以外）	(一) 単一建物居住者が1人の場合	515	1,545	1,030	515
	(二) 単一建物居住者が2人以上9人 以下の場合	487	1,461	974	487
	(三) (一) 及び (二) 以外の場合	446	1,338	892	446
(2)居宅療養管理指導費 (Ⅱ)（在宅時 医学総合管理料等を算定 する場合）	(一) 単一建物居住者が1人の場合	299	897	598	299
	(二) 単一建物居住者が2人以上9人 以下の場合	287	861	574	287
	(三) (一) 及び (二) 以外の場合	260	780	520	260

2024.6.1改定

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場 合)、その他の費用の請求 方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその 他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの 合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場 合)、その他の費用の支払い	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用 者控えと内容を照合のうえ、請求月の 15 日までに、下記 のいずれかの方法によりお支払い下さい。

方法等	(ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)
-----	--

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

## 6 虐待防止、対応について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	田上 和夫
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 7 ハラスメントの防止対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます

## 8 身体拘束等の適正化に関する事項

(1) 事業者はサービスの提供にあたって当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護する 為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その利用者の行動を制限する行為を行いません。

(2) 緊急やむを得ず身体拘束を行った場合は、その容態及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します

(3) 緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合は、利用者及びその家族に等に説明します。

(4) 身体拘束の適正化の為の対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(5) 身体拘束等の適正化の為の指針を整備していきます。

(6) 従業者に対して身体拘束の適正化の為の研修を定期的実施します。

## 9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 10 身分証携行義務

居宅療養管理指導を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 11 心身の状況の把握

居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 12 サービス提供の記録

- ① 文書等により指導又は助言を行うように努め、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存します。口頭により指導又は助言を行った場合は、その要点を記録します。その記録はサービス提供の日から 2 年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## 13 感染症対策及び衛生管理について

サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

- (1) 出勤前に体温を計測し、発熱等が認められる場合には出勤しない事とする。
- (2) マスクの着用を含めた咳エチケットを行う。
- (3) 手洗いや手指消毒を行う。手洗いは「1 ケア 1 手洗い、消毒」「ケア前後の手洗い、消毒」を基本とする。
- (4) 睡眠や栄養を十分にとり、健康管理に努めるよう周知する。

指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

## 14 サービス提供に関する相談、苦情について

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

- (1) 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口

相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いております。

また、担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぐように致します。

苦情の受付は口頭でも行うが窓口に「ご意見箱」を設置し、文書による苦情・要望にも応えられるよう対応致します。

電 話 番 号 : 092-935-0316

相 談 担 当 者 : 仁田野 由美

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 苦情があった場合は、直ちに相談担当者が本人または家族に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに担当の職員からも事情を確認致します。
- ② 苦情内容については管理者に報告するとともに、相談担当者が必要があると判断した場合は、事業所の職員全員で検討会議を行います。
- ③ 検討の結果等を踏まえて、具体的な対応を行います。(利用者に謝罪に行く、改善の取り組みの報告等)。
- ④ 記録を台帳(パソコンのデータベース)に保管し、再発防止と今後の改善を行います。

(3) 公的機関の相談窓口

福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口	092-642-7859
福岡県介護保険広域連合 粕屋支部	092-652-3111
志免町 福祉課 高齢者サービス係	092-935-1039
福岡市博多区 福祉介護保険介護サービス係	092-419-1081
宇美町 健康福祉課 健康長寿係	092-934-2243
須恵町 福祉課 高齢者福祉係	092-932-1493
粕屋町 住民福祉部介護福祉課 高齢者支援係	092-938-0229
篠栗町 福祉課 高齢者支援係	092-947-1347
粕屋支部地域包括支援センター	092-976-2334
太宰府市 健康福祉部介護保健課	092-921-2121
春日市 高齢課	092-584-1111
大野城市 介護支援課 介護サービス担当	092-580-1860
福岡市中央区 福祉・介護保険課 介護サービス係	092-718-1102

15 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において利用者に対する訪問看護支援の提供を継続的に実施する為 及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な策を講じます。
- (2) 職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 感染症・業務継続計画に関する責任者を選定しています。

感染症・業務継続計画に関する責任者	田上 和夫
-------------------	-------

## 契約書

ご利用者様（以下「甲」という。）と、医療法人うえの病院（以下「乙」という。）は、「居宅療養管理指導」の利用に関して次のとおり契約を結びます。

### 第1条（契約の目的）

1. 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、甲の心身の状況、おかれている環境等を踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより甲の療養生活の質の向上を図ります。
2. 乙は、居宅療養管理指導の提供にあたっては、甲の意向を十分に尊重するとともに、甲の要介護状態区分、甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

### 第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は契約締結の日から、利用者の要介護認定の有効期間満了日まで、若しくは第9条に基づく契約の終了まで、本契約の定めるところにしたがって、当事業者が提供する訪問看護のサービスを利用できるものとします。
2. 利用者から事業者に対し、契約満了日の30日前までに文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとします。

### 第3条（職務内容）

乙は、乙に属する医師を派遣し、医学的観点から居宅介護サービス計画の作成等に必要の情報提供を行うとともに、介護方法についての指導、助言や、利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行います。

### 第4条（居宅介護支援事業者等との連携）

乙は、甲に対して居宅療養指導を提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保険・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

### 第5条（サービス提供日及び提供時間）

乙のサービス提供日及び提供時間は、原則として乙の診療日及び診察時間内とします。

### 第6条（料金）

1. 利用者は、居宅療養管理指導のサービスの対価として、別紙【重要事項説明書】に定める利用単位ごとの料金に基づき、算定された月毎の合計金額を事業者に支払います。
2. 事業者は、当月料金の合計額を、明細を請求書に付して翌月15日前後に利用者に請求します。

#### 第7条（損害賠償）

乙は、居宅療養管理指導を提供する上で、この契約の条項に違反し、又は、利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

#### 第8条（相談・苦情対応）

乙は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、居宅療養管理指導等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

#### 第9条（契約の終了）

1. 利用者は、いつでもこの契約書を解約できます。
2. 乙は、原則としてこの契約を解約することはできません。但し、乙は、利用者が本契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるときは、直ちにこの契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当する場合、この契約は自動的に終了します。
  - ・利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
  - ・利用者が死亡した場合

#### 第10条（契約外条項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法その他の関係法令を尊重し、甲及び乙の協議により定めます。

## 【 秘密保持と個人情報保護に関する取扱いについて 】

### 1. 秘密保持

事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この守秘義務は契約終了後も継続されます。

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

1-1.事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

### 2. 個人情報保護に関する取り扱い

前項の規定にかかわらず、事業者は介護サービスを円滑に実施するために、以下について「利用者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できる」ものとします。

#### ○介護サービス提供

1. 介護サービスの提供（家族等への病状説明を含む）
2. 他の医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者、有料老人ホーム等）への紹介、連携、照会への回答
3. 介護保険サービスを円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議
4. 介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護サービス事業所等の連絡調整
5. サービス提供困難時及び契約終了時の事業者間の連絡、紹介等の場合
6. 介護、サービス等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
7. 認定調査、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見
8. 検体検査業務の委託等

#### ○診療費請求のための事務

1. 介護報酬請求の提出、照会、回答

#### ○当事業所の管理運営業務

1. 会計・経理
2. 事故等の報告
3. 介護診療報酬システムの利用
4. その他、当院の管理運営業務に関する利用
5. 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
6. 外部監査機関への情報提供
7. 事業所などにおいて行われる研修生、実習生、学生への教育

## 個人情報利用同意書

上記の内容について、当事業所の「個人情報の保護に関する取り扱い」に同意いたします。

同意者	住 所	
	氏 名	印
	続 柄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 ( )

## 居宅療養管理指導契約書

上記の内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条及び第 9 1 条の規定に基づき、ご利用者に説明を行いました。

医療法人 うへの病院の「重要事項説明書」の説明を受け、これに同意し契約を結びます。  
 なお、この契約を証するため本書 2 通を作成し、利用者・事業者が署名押印のうえ、各 1 通保有するものとします。

### 【 重要事項説明の年月日 】

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
重要事項説明書の説明担当者 (うへの病院)	

事業者 (乙)	所 在 地	〒811-2202 福岡県糟屋郡志免町志免 2 - 1 0 - 2 0
	法 人 名	医療法人うへの病院
	代 表 者 名	上野 毅一郎
	事 業 所 名	うへの病院
	理 事 長	上野 毅一郎 <span style="float: right;">㊟</span>

ご利用者 (甲)	住 所	
	氏 名	印
	電 話 番 号	

代理人 (甲)	住 所	
	氏 名	印
	続 柄	
	電 話 番 号	

ご利用者が契約によって生じる権利義務の履行を行い得る能力(行為能力)が十分で無い場合は、代理人を専任し、これを行うことができます。

(代理人：法定代理人、任意代理人(同居親族、近縁の親族)等)

2026.4.1 改定版：医療法人うへの病院